

議案第 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更
について

令和 7 年 3 月 31 日限り田布施・平生水道企業団を脱退させ、並びに令和 7 年
4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合同約（平成 18 年指令平 18 市町第 815
号）第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第
8 号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及
び同条第 9 号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加え、並びにこれ
に伴い同組合同約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協
議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議
会の議決を求める。

令和 年 月 日提出

市町長
(管理者)
(連合長)

山口県市町総合事務組合同約の一部を改正する規約
別表第 1 中「、田布施・平生水道企業団」を削る。
別表第 2 の 6 の項中「宇部市」を「下関市（別表第 3 に規定する非常勤の職
員に限る。）、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の
8 の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団（別表
第 4 に規定する事務に限る。）」を加え、同表の 9 の項中「萩市」を「山口市、
萩市」に改め、同表の 11 の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。
別表第 3 中「

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」を

「

団 体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員

宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用 された嘱託職員
-----	--

」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 第3条第8号に規定する事務のうち対象とする事務(第3条関係)

団体	対象とする事務
柳井地域広域水道 企業団	地方公務員法第3章第6節の2に規定する退職管理 に関する事務

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

原案可決

令和○年○月○日

●●●●●● 議会議長 ○ ○

印影

○

この写しは議決書原本と相違ありません

令和○年○月○日

●●●●●● 議会議長 ○ ○

朱印

○